

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 個人情報の写しの交付の媒体について、所要の改正を行います。
- 2 泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行います。
- 3 この規則は、平成31年4月1日から施行します。